

一般社団法人日本フライングディスク協会定款

第1章 総則

第1条（名称）

この法人は、一般社団法人日本フライングディスク協会と称し、英文名を Japan Flying Disc Association とする。

第2条（事務所）

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条（目的）

この法人は、広く一般市民に対して、わが国におけるフライングディスク競技の統一組織として、競技会の開催等によりフライングディスク競技の推進を図り、国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この法人は、前条の目的を達成するため、日本全国において以下の各号に掲げる事業を行う。

- （1）フライングディスク競技会の開催及び国際大会への選手派遣
- （2）フライングディスクに関する規格・規則の制定及び競技記録等の認定
- （3）フライングディスク関係諸団体との交流及びネットワークの構築
- （4）講習会等の開催による指導者等の養成、資格認定及びその派遣
- （5）講習会等の開催によるフライングディスク競技の普及
- （6）調査研究資料及び機関誌の発行等による広報活動
- （7）フライングディスク関連用品用具の紹介
- （8）関連諸団体の活動に関する情報交換、助言及び協力
- （9）上記各号に附帯する一切の事業

第3章 社員及び会員

第5条（法人の構成員）

この法人に以下の各号に掲げる会員を置き、A会員のうち、毎事業年度の開始の日の前日までに社員登録をした者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- （1）A会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。

- (2) B会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。
- (4) 名誉会員 この法人に対して功労があり、理事会の推薦により会長から委嘱された個人。

第6条（入会）

- 1 この法人の会員として入会しようとする者は、定款細則第4条に定めるところにより、会員登録を行うものとする。
- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。

第7条（会費等）

会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、当協会定款細則別表第2に定める額を支払う義務を負う。

第8条（任意退会）

会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

第9条（除名）

会員が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本定款又はこれに付随する諸規程に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第10条（会員資格の喪失）

会員は、第2条に定める場合のほか、以下の各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡又は当該団体が解散若しくは破産したとき

第4章 社員総会

第11条（構成）

社員総会は、社員をもって構成する。

第12条（権限）

社員総会は、以下の各号に掲げる事項について決議する。

- （1）入会金及び会費の額
- （2）会員の除名
- （3）理事及び監事の選任又は解任
- （4）理事及び監事の報酬等の額
- （5）事業報告及び決算の承認
- （6）定款の変更
- （7）解散及び残余財産の処分
- （8）その他社員総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

第13条（開催）

社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。なお、社員総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開催することはできない。

第14条（招集）

- 1 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項の定めによる請求があったとき、会長は、4週間以内に社員総会を招集しなければならない。
- 4 社員総会を招集するとき、会長は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開会日の2週間前までに通知を発しなければならない。

第15条（議長）

社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

第16条（議決権）

社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第17条（決議）

- 1 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の定めにかかわらず、以下の各号に掲げる事項に関する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - （1）会員の除名

- (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の社員を代理人として決議を委任することができる。この場合において、第1項の定め適用については、その社員は出席したものとみなす。
 - 4 社員は前項に定める委任状その他の代理権を証明する書面の提出に代えて、政令で定めるところにより、この法人の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

第18条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名が、署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第5章 役員等

第19条（役員を設置）

- 1 この法人に、以下の各号に掲げる役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上15名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長を法人法上の代表理事とする。
- 3 理事のうち1名を副会長とする。

第20条（役員を選任）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長、業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 役員を選任に関し必要な事項については、理事会が別に定める規程による。

第21条（理事の職務及び権限）

- 1 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、その職務を執行する
- 2 会長は、法令及び本定款で定めるところにより、この法人を代表し、その職務を執行する。

- 3 副会長は、会長が職務を執行することができない場合に、会長に代わってその職務を執行する。
- 4 副会長を除く業務執行理事は、本定款細則の定めにより、その職務を分担執行する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第22条（監事の職務及び権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、前項の定めによる監査及び調査の結果、この法人の業務又は財産に関し、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。

第23条（役員任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

第24条（役員解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第25条（報酬等）

- 1 この法人は、理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬、賞与又はその他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。
- 2 この法人は、理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第26条（名誉会長及び顧問）

- 1 この法人に、名誉会長及び顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長及び顧問は、理事会で推薦し、会長がこれを任免する。
- 3 名誉会長及び顧問は、会長の諮問に応じて法人の活動や運営に助言をすることができる。

第6章 理事会

第27条（構成）

- 1 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第28条（権限）

理事会は、以下の各号に掲げる事項に関する権限を持つ。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、業務執行理事の選定及び解職

第29条（開催）

- 1 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、以下の各号に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から、議題及び招集の理由を示して招集の請求があったとき

第30条（招集）

- 1 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき、又は会長に事故等があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条（議長）

理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

第32条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の定めにかかわらず、理事が議題を提案し、その提案について、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。
- 3 理事若しくは監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知した場

合においては、法人法第91条第2項の定めによる報告を除き、その事項を理事会に報告することを要しない。

第33条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第7章 会計

第34条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第35条（事業計画及び収支予算）

- 1 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第36条（事業報告及び決算）

- 1 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が以下の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。
 - （1）事業報告
 - （2）事業報告の附属明細書
 - （3）貸借対照表
 - （4）損益計算書（正味財産増減計算書）
 - （5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - （6）財産目録
- 2 前項の書類のほか、以下の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - （1）監査報告
 - （2）理事及び監事の名簿
 - （3）理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - （4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第37条（剰余金）

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

第38条（定款の変更）

本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第39条（解散）

この法人は、社員総会の決議又はその他法令で定められた事由により解散する。

第40条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第41条（公告の方法）

この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

第42条（事務局の設置）

- 1 この法人は、法人運営、管理及び事業等に関する事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局は、1名以上の職員をもって組織する。
- 3 会長は、理事会の決議を経て、職員の中から事務局長を任免する。
- 4 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときには、会長は事務局長代行を指名する。

第11章 補則

第43条（補則）

本定款の施行に関し必要な事項については、別に定める細則による。

附則（平成26年3月2日）

- 1 本定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日より施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

3 この法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時会長 師岡文男

設立時副会長 河野淳一、本田雅一、大島寛

設立時専務理事 大井誠（事務局長兼務）

設立時常務理事 長尾健次

設立時理事 師岡文男、河野淳一、本田雅一、大島寛、大井誠、長尾健次、竹内博行、井上亨、角田信彦、岩間卓栄、岩藤克実、渡邊恒一

設立時監事 小泉紀雄、藤本淳也

4 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員 本田雅一、大井誠

以上、一般社団法人日本フライングディスク協会を設立するため、本定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。なお、本定款に定めのない事項は、すべて法人法又はその他の法令によるものとする。

平成26年3月2日

設立時社員 本田雅一

設立時社員 大井誠

附則（平成28年6月11日）

本定款は、平成28年6月11日より施行する。

附則（2019年7月20日）

本定款は、2019年7月20日より施行する。

附則（2020年6月13日）

本定款は、2021年2月28日より施行する。

附則（2021年4月25日）

本定款は、2021年4月25日より施行する。

附則（2022年5月8日）

本定款は、2022年5月8日より施行する。